

令和7年11月定例会 総務委員会（付託）

令和7年12月9日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

出席委員

委員長	古野	司
副委員長	岡本	富治
委員	福山	博史
委員	眞貝	浩司
委員	立川	了大
委員	庄野	昌彦
委員	近藤	諭
委員	梶原	一哉
委員	達田	良子

議会事務局

議事課長	郡	公美
議事課課長補佐	小泉	尚美
議事課主任	広田	亮祐

説明者職氏名

〔公安委員会〕

警察本部長	児玉	誠司
警務部長	北	啓二
警務部参事官兼首席監察官	田中	功
生活安全部長	前川	伸二
刑事部長	平岡	信吾
交通部長	勝瑞	忠
警備部長	田村	聡
警務部企画・サイバー警察局長	坂東	玲
刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱	茨木	基良
警務部参事官兼企画・サイバー警察局総務企画課長	坂東賢太郎	
警務部参事官兼会計課長	富永	健
警務部参事官兼警務課長	富田	勲
生活安全部参事官兼生活安全企画課長	熊野	宏明
交通部参事官兼交通企画課長	南谷	雅彦
警務部監察課長	日下	達也
警備部警備課長	山本	英児

【追加提出議案】（説明資料（その2））

- 議案第25号 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第26号 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 警察職員の懲戒処分について

古野司委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより公安委員会関係の審査を行います。

この際、公安委員会関係の追加提出議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

北警務部長

私からは、条例案について御説明いたします。

お手元の説明資料（その2）の3ページ目を御覧ください。

その他の議案等といたしまして、条例案が2件ございます。

アの徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正についてにつきましては、本県の警察職員の給与について、人事委員会勧告に基づき、給料月額や期末手当、勤勉手当の引上げなど令和7年度の改定とともに、令和8年度からの手当の新設などを行うものであります。

5ページを御覧ください。

イの徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきましては、常勤職員の給与との均衡を考慮し、本県の会計年度任用警察職員に適用される給料表の改定等について、必要な事項を定める改定を行うものであります。

追加提出案件の御説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

田中警務部参事官兼首席監察官

引き続き、警察職員の懲戒処分について御報告いたします。

処分した職員は、警察署に勤務する40歳代の男性巡查部長であり、本年11月28日、脅迫など四つの規律違反で、停職6か月の処分を行いました。

規律違反の概要について御説明します。

第1は脅迫であり、令和6年10月、法律事務所に電話を掛け、同事務所の留守番電話に同事務所職員の家族の身体等に危害を加える旨録音し、同職員を脅迫したもの、第2は威力業務妨害であり、令和6年10月から11月までの間、同事務所に約60回電話を掛け、さらに、2回押し掛けて同事務所の業務を妨害したもの、第3は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の保護命令違反であり、裁判所から、元配偶者に対し、緊急

やむを得ない場合を除き、連続して電話を掛けたり、電子メールを送信することなどを禁止する内容の保護命令を受けていたにもかかわらず、令和7年9月、いずれも緊急やむを得ない場合でないのに、連続して元配偶者が使用する携帯電話に3回電話を掛け、また、SNSを利用して9回電話を掛け、8回メッセージを送信したもの、第4は職務けたいであり、令和5年4月から令和6年8月までの勤務時間中、スマートフォンを使用して約600回モーターボート競走の勝舟投票券を購入したものであります。

なお、当該職員は、処分を行った11月28日付けで辞職しております。

現職警察官がこのような事案を起こし、懲戒処分に至ったことは誠に遺憾でありまして、職員に対する指導監督を徹底し、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

報告は以上となります。

古野司委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

梶原一哉委員

何点かお伺いさせていただきたいと思います。

先ほども御報告がありましたけれども、ストーカー事案対応についてでございます。

まず1点目が、県内における警告等がどれだけ発出されているのかということですが、先日、改正ストーカー規制法が国会で成立いたしましたして、年内に施行される見込みとなっております。

報道によりますと、今回の改正で紛失防止タグ、その人がどこにいるかが分かるエアタグを無断で他人の所持品に取り付けることを規制したり、被害者の申出がなくても警察の権限で加害者に警告ができるといった、踏み込んだ内容が盛り込まれていると聞いております。

全国におきまして痛ましいストーカー事件が後を絶たないわけなのですが、県内における警告や禁止命令の発出状況は、現状どうなっているのか教えていただければと思います。

熊野生活安全部参事官兼生活安全企画課長

県内におけるストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）に基づく警告や禁止命令の件数についてであります。令和2年が18件、令和3年が21件、令和4年が17件、令和5年が24件、令和6年が10件となっております。本年11月末現在は27件となっている状況でございます。

梶原一哉委員

令和2年が18件で、今年は27件で、年々増えているのだと思います。

今回のストーカー規制法の改正を受けて、今後、県警察として、どのように取り組んでいくのかお伺いしたいのですが、今お話がありましたとおり警告が増えているということで、この法改正によって、これまでと比べたら警察が取り得る対応の幅がかなり広がるも

のと認識しておるのですが、通常のお忙しい業務の中で対応の幅が広がるということは大変なことでもあるのですけれども、今後、徳島県警としては、どのような対応に取り組んでいくのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

熊野生活安全部参事官兼生活安全企画課長

ストーカー事案等の人身安全関連事案につきましては、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高いことから、被害者等の安全確保を最優先とした対応を推進しているところであります。

具体的には、認知した段階で警察署長及び本部への即報、本部の指導・助言を踏まえた対処方針の決定等の組織的な対応、危険性、切迫性に応じた被害者等の避難や周辺警戒等の保護措置、加害者に対する検挙措置等による加害行為の防止などを行っているところであります。

また今回、ストーカー規制法の改正が行われ規制される行為としまして、紛失防止タグを用いた位置情報の無承諾取得等が追加されたほか、ストーカー行為を受けている方からの申出がなくても警告できる制度の創設などが新たに規定されたところでございます。

県警察としましては、改正法の適正な運用に努めるとともに、引き続き被害者等の安全確保を最優先に、認知の段階から組織的な対応を行うなど、被害の未然防止、拡大防止を図るための取組を進めてまいります。

梶原一哉委員

神奈川県川崎市で、元交際相手からストーカー被害を受けていた女性が殺害されるという、本当に悲惨な事件が発生しました。

この件につきましては、神奈川県警の一連の対応が不適切であったと言われております。

若い方の命が失われる悲惨な事件でございましたが、こういうことがないように、お忙しいと思うのですけれども、今後は、細かなことでも心配されている方の声をしっかり聞いていただいて、未然防止に努めていっていただきたい。また、今回の法改正でしっかり踏み込んだ対応ができると思いますので、どうぞこの点よろしく願いいたします。

ストーカー関係の質問は以上です。

次に、信号機関係の質問をさせていただきます。

信号機につきましては、多方面から信号機を設置してほしいとか、要望も多々ございまして、その度に県警さんに相談させていただいています。

信号機につきましては、交通流の変化でありますとか、また維持管理の観点から、全国的には徐々に減らしている方向だとお聞きしているのですけれども、信号機の設置基準と撤去する場合の明確な基準、また今後、県内の信号機についてはどういう方向性をとっていかれるのか教えていただきたいと思います。

南谷交通部参事官兼交通企画課長

道路交通の安全と円滑を確保し、交通事故を防止するため、信号機をはじめとする交通安全施設を整備し、適切に維持管理することは極めて重要であると認識しております。

お尋ねの信号機の設置基準につきましては、警察庁が全国的な基準として示している信

号機設置の指針に従いまして、道路幅員や構造、交通量、交通事故の発生状況等について総合的に勘案して、信号機を設置する場所を選定しているところでございます。

一方、大型公共施設の改廃や通学路の変更等によって交通量や利用頻度が低下するなど、交通実態の変化が生じた場合であって、他の対策でも安全が確保されているときは、原則として信号機を撤去することとしております。

県警察といたしましては、限られた予算を効率的かつ効果的に運用し、交通実態に適合した最適な道路環境となるよう、交通安全施設の設置、更新、改良を不断に進めてまいります。

梶原一哉委員

信号機につきましては、全国的に見たら新設する場合もあるみたいですので、どんどん撤去を進めていくということではないと思うのですが、撤去される場合は、その地域の住民の方の声をしっかり聞いていただきたい。

私も相談させていただいて、お答えでよく頂くのが、交通量がこれぐらいなので基準に当てはまらないという場合もあるのですけれども、効果とか維持管理の費用とか、勘案事項がありますが、地域のその辺に住まれている方の声は非常に大事だと思います。

生活されている現場の方の実感は大事ですので、撤去される場合は、その方々の声も慎重に聞いていただいて進めていっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それともう1点、障がい者に配慮した交通安全施設について、以前、県警に要望させていただいて、視覚障がい者の方々に配慮した押ボタン式信号を設置してもらった経緯がございます。

確か徳島名西警察署の前だったと思うのですが、ボタンを押すとピヨピヨと音が鳴るものなのですが、聴覚とか視覚障がいの方にとりましては、普通に横断歩道を渡るだけでも一苦勞でありまして、これらの装置というのは障がい者の方々の命を守る上で、本当になくってはならないものだと思っております。

今後も音響信号機につきましては、視覚障がい、聴覚障がいの方がお住まいの地域の状況なども調査していただいて、必要であれば、設備については積極的に設置を進めていただきたいと思うのですが、現在の県警におきましては、こうしたことについて、どういう取組をされているのか教えていただければと思います。

南谷交通部参事官兼交通企画課長

県警察では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法に基づき、高齢者、障がい者等が道路を安全に横断できるよう、音響により信号表示の状況を知らせる音響信号機、また歩行者等と車両が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号等を整備しているところでございます。

このほか、見やすく分かりやすい道路標識や道路標示を整備するとともに、横断歩道上における視覚障がい者等の安全性及び利便性を向上させるエスコートゾーンの整備を推進しているところでございます。

今後も県警察として、障がい者や高齢者等に配慮した交通安全施設の整備を推進してまいります。

梶原一哉委員

この辺の設備の設置は、障がい者の方が自由な生活を楽しむ上で、安全に街中を歩いたり、普段生活される上で非常に大事な装置ですので、是非とも今後、そういう必要性があれば、しっかり設置に取り組んでいただきたいと思います。

先日、私の知り合いの方で、ALSという難病の方とお会いする機会がありました。ALSは手足が段々動かなくなっていく御病気でございまして、この方が言われたのは、病気の影響で押しボタンを押すことができないとおっしゃっていて、押しボタンでも突起が出ている押しボタンと、突起が中に収まっている押しボタンがあって、突起が出ている分については肘とかで押せるのですが、突起が出ていない部分については押せないのですということを辛そうにおっしゃっていました。

私の近所でも、障がい者の方に配慮した大きな押しボタン、何かプレート式みたいな押しボタンとかもありまして、握力がない方や高齢者の方でもペットボトルが開けられない方もおられまして、そういう方も当てはまるのではないかと思います。どんどん増やしてほしいとは申しませんが、今後設置する場合は、こういう方もおられるということを確認していただければ有り難いと思いますので、よろしく願いいたします。

達田良子委員

先ほど御説明があった警察職員による不祥事、脅迫とか女性に対してストーカーのような行為をしたということですが、一般の方がこういうことをして事件になっているのはよく聞きますが、これが警察官の方ということで、本当にやるせない思いがいたします。

警察官であろうが何であろうが、そういう事件を起こした時に、今までだったら、女性に対するストーカーが、男女間の問題だろうとかいうことで片付けられる場合が多かったのですが、きちんと法規制されて、電話を掛けて嫌な思いをした人に対しては、逮捕するという対処ができるようになったわけですが、警察は市民、県民の安全を守らないといけない立場の職ですので、やはり人一倍といいますか、人権意識が高く、自分の職務が何かということを常に考えているという高潔な心の持ち方が求められていると思うのです。

ですから、警察官になっいろいろな環境もあると思うのですが、人権啓発であるとか、女性に対する差別意識をなくしていくとか、いろいろな問題で研修や啓発とかを行っていると思うのですが、どういうふうな啓発や研修をどれくらい行っているのか、お尋ねしたいと思います。

日下警務部監察課長

研修、教養等についての御質問でございますが、令和5年10月に定められました第5次徳島県男女共同参画基本計画におきましては、個人の尊厳と男女平等の確立、あらゆる暴力の根絶等が掲げられているところでありまして、県警察ではジェンダー平等やモラルハラスメントをはじめとする各種の指導、研修を実施しております。

令和7年中は、例えば所属長から所属職員に対する指導、研修のほか、警察本部に弁護

士、大学教授、高等専門学校スタッフなど外部講師を招へいしまして、男女共同参画及びジェンダー平等の意識啓発やハラスメントの防止、ダイバーシティ・性的マイノリティへの理解を深めるための研修を実施いたしました。

今後とも同計画の趣旨を踏まえ、職員に対してしっかりと指導してまいりたいと考えております。

達田良子委員

年でいいますと、そういう研修、啓発をどれぐらいされているのか、回数と対象ですね。一般の職員さん、そして幹部の方とかでいろいろ違うと思うのですけれども、全て同じようにされているのか、それとも部署ごとにされているのか、その点を詳しくお聞かせいただけたらと思います。

日下警務部監察課長

回数等につきましては、先ほど申し上げた幹部職員に対する指導は定期的に行っているところでございます。

今回の男女共同参画等の関係についての教養につきましては、令和7年におきましては、先ほど申し上げた男女共同参画及びジェンダー平等の意識啓発やハラスメントの防止、ダイバーシティ・性的マイノリティへの理解を深めるための研修を実施したところでございまして、人数等につきましては、幹部職員等約100名が参加したものでございまして、幹部職員から全職員に対して還元教養を実施しておるところでございます。

達田良子委員

お伺いしますと、家庭内にいた頃は暴力を振るっていたこともあったとお聞きいたしますけれども、事件を起こした方特有のことというだけではないと思うのです。暴力を振るうことがなかったとしても、言葉の暴力とか、人をおとしめるような言葉遣いをして、けんかのときにはそういうことがあるかも分かりませんが、日頃から、結婚すると女性を男性の所有物のように思ってしまう傾向があるのではないかとと思うのです。

一人一人が人格を持つ対等な人間だという立場に立てば、いろいろもめ事があっても話合いで解決していくとか、そういうことができると思うのですけれども、暴力とか、言葉の暴力とか、中には全然話もしなくなるとか、家庭に給料を入れなくなって生活できなくなってしまうとか、いろんなことが言われますけれども、絶対そういうことがあってはならないと思うのです。

ですから、最終的にはお互い尊敬し合っていけるような間柄にならないといけないと思うのですけれども、どうしても性格が合わない場合に嫌な目に遭わせてしまうとか、暴力を振るうとか、絶対そういうことがあってはならないと思うのです。

一旦嫌になって離婚して、離れたいと思っているのに電話が掛かってきて、何回も着信があったとか、もう着信があるだけでも嫌なのです。怖いという思いがあると思うのです。

ですから、日頃から細かいこと、こういうことが駄目なのですという事例を挙げて説明していかないと、1年に何回か研修した時にお話を聞くだけでは、なかなか身に付いていかないのではないかとと思うのです。

日頃から県民の皆さんの安全を守る、その立場に立って、家庭内のそういう暴力もなくしていく、家庭内でちゃんと人権が守られているという関係性を保っていかないと駄目ではないかと思うのです。

とにかく職場で人権のお話がちゃんと気安くできる状況、学習会で並んでお話を聞くだけではなくて、日頃から雑談の中でも、そういう話ができる関係性が必要ではないかと思うのですけれども、今後きちんとした学習啓発とともに、職場環境も見直していただいて、そういうことがあった場合に、家のことは恥と思って誰にも言えないようなことがあるのではないかと思うのですが、家で嫌なことがあっても相談できるような関係を。

聞いてもらえる上司なり同僚なりがいて、どうやったら解決できるのだろうということを見出していけるような環境が必要ではないかと思うのです。

そういう点で、啓発の在り方、教育の在り方も見直していただけたらと思うのですけれども、回数とか内容とかをもう一回吟味していただけたらと思いますので、その点お願いしておきたいと思います。もし何かこうやろうということがありましたら、是非教えていただけたらと思います。

田中警務部参事官兼首席監察官

今、達田委員から、様々な御示唆を頂いたところでございます。

今回の事案を受けまして、幹部職員に対して更なる非違事案の防止方策といたしまして、達田委員の御質問、要望にもありましたとおり、部下、職員の仕事や生活上の悩みを把握して、必要な指導支援を行うことを指導したところでございます。

また、実際の事例を取り上げて、職員一人一人の心に響く、身につまされる職務倫理教養を行うこと、さらには働きやすさ、やりがいを含めた士気高揚策にも取り組むようにとところでそれぞれ幹部職員に指示したところでございますので、この指示内容が具体的に実践されるように我々も努めてまいりたいと考えているところでございます。

達田良子委員

是非、積極的な取組をお願いしたいと思います。

人権教育や啓発につきましては、ある一定のマニュアルがありますので、それに従ってやっていると思うのですけれども、特殊な事例とかを基にして、こういう場合はどうしたらいいのかというのを徳島県なりに解釈して教育ができたらと思いますので、是非その点よろしくお願いしまして、終わります。

近藤諭委員

私から、自転車の交通反則通告制度について質問をさせていただきます。

来年4月1日から自転車への交通反則通告制度、いわゆる青切符が導入されると聞いております。

昨年には、自転車の酒気帯び運転や、ながらスマホも罰則の対象となり、県警察においても自転車交通違反の取締りには力を入れているものと承知しておりますけれども、近年の自転車交通違反の取締状況の、具体的な数字があれば教えてください。

南谷交通部参事官兼交通企画課長

自転車の交通違反の指導取締りについては指導警告を原則としつつ、交通事故の原因となる悪質、危険な違反を検挙の対象とすることとしております。

お尋ねの自転車交通違反の取締状況につきましては、昨年中149件でありまして、本年は11月末現在で155件を検挙しており、違反別では、一時不停止の違反が101件と最も多く、次いで酒気帯び運転の違反が35件となっております。

近藤諭委員

酒気帯び運転が35件もあるのはびっくりなんですけれども、今後、青切符の制度が導入された場合、これまでの手続等で大きく変わる部分があるのでしょうか。

どのような違反が検挙されて、青切符の交付を受けた後は、どのような手続をしたらいいのか教えてください。

南谷交通部参事官兼交通企画課長

自転車の交通違反の指導取締りについて、いわゆる青切符制度の導入後も基本的に指導警告を実施すること、また交通事故の原因となるような悪質、危険な違反は検挙の対象となるといった考え方については、これまでと変わりございません。

一方で現在、自転車の交通違反はいわゆる赤切符等を用いた刑事手続による処理が行われておりまして、警察による捜査、そして検察官の起訴、不起訴の判断を経て、起訴されますと裁判を受けることとなっております。その結果、有罪となると罰金を納める必要があるなど、いわゆる前科が付くこととなります。

来年4月1日から導入される青切符制度では、例えば携帯電話の使用等、信号無視、一時不停止などの違反が対象とされまして、違反者には、いわゆる青切符が交付されて、違反者が反則金を納付すれば裁判を受けることもなく、前科が付くこともないものでございます。

近藤諭委員

今回の青切符制度は、高校生が結構通学で使われているので一番の対象になるかと思うのですが、自転車通学する学生さんも多いので、制度開始に向けた周知徹底を十分にさせていただく必要があると思います。これは広報するだけでは足りず、様々な機会を捉えて県民に広く発信してほしいと思いますが、そこら辺はどのように考えていますでしょうか。

南谷交通部参事官兼交通企画課長

自転車は買物や通勤、通学などの日常生活における身近な移動手段であることから、その交通ルールにつきましては、広く県民に対して周知を図っていく必要があると認識しております。

県警察といたしましては、積極的な広報を行うことに加えまして、学校や一般企業などのほか高齢者や外国人などを対象とした交通安全講習を定期的で開催しており、本年中は10月末までに232回実施しているところでございます。そして、こうした講習の中で自転車の交通ルールについても取り扱うなど、周知徹底に努めているところでございます。

また、高校生自らが在校生に交通ルールを周知するキャンペーン活動を支援し、高校生の交通ルール遵守の機運を高めるなどの取組も併せて実施しております。

県警察では、自転車を安全に利用していただくためにも、引き続き自治体や学校等の関係機関と連携しつつ、交通ルールの効果的な周知や交通安全教育を図ってまいりたいと考えております。

近藤諭委員

232回も実施してくださっていることを聞いて非常に安心したのですがけれども、悲惨な自転車事故を少しでもなくすためには、今回の制度をより実効性のあるものにしていただきたいと思えます。

まずは県民の方々に対して、改めて自転車の交通ルールや今回の制度導入について十分に周知していただくとともに、忘年会シーズンにも入っておりますので、今後引き続き、悪質な違反は検挙するなど交通マナー向上に向けた取組をしていただくようお願いして、質問を終わります。

眞貝浩司委員

今、近藤委員が質問したのでちょっと教えていただきたいんですけど、自転車のルールで違反が出るということで、それは、仮に車の免許を持っていたら、減点とリンクするのですか。

古野司委員長

小休いたします。（11時12分）

古野司委員長

再開いたします。（11時12分）

南谷交通部参事官兼交通企画課長

自転車の違反等で運転免許の停止処分を受けることがあるのか、リンクするののかという御質問だと理解します。

自転車は運転免許を受けずに運転することができるため、自転車の運転者については通常の点数制度による運転免許の取消しや停止の適用を受けることはございません。

他方で、重大な交通事故や悪質、危険な交通違反を犯した自転車の運転者の中には、その者が自動車等を運転することが著しく道路における危険を生じさせるおそれが認められることも考えられるところでございます。

道路交通法では、免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、危険性帯有者として180日を超えない範囲で免許の停止処分を行うことができると規定されておまして、自転車の運転者にも適用されることとなります。

眞貝浩司委員

非常に分かりにくいのですが、いろいろあるのでしょうか。多分、また教えていただけたらと思うのですが、一つ思うのは自転車だけでなく、今日たまたま来る時に、原付なのか何か分からないのですが、4輪の自動モーターで、大学生が徳島大学の前に行っていたのです。自転車だけでなくいろいろ、自転車に似たというか、原付に似たというか、モーターで動くものがあったり、いろいろ走っているようなので、僕はそこらのところがまだ分からないのですが、いろいろこれからルール改定もあると思います。

一番心配するのは、高校生の子が自転車で交通違反をしたときに、自転車の交通違反で青切符となる、仮に高校生の子が、県西部とか県南部の子供であれば、通学にバイクを許可して、免許を取っている方もいると思う。仮にそこで交通違反が、今はどうか知らないのですが、僕らの時だったら高校生の時にバイクの免許を取っていて、バイクで交通違反すると停学の対象になっていたのですが、自転車はそういう対象になるのかどうか。

それは学校が考えると思いますが、高校生は学生さんですので、そこは大目に見てあげるようなことをしてあげたらいいのかなと、私は思うところがあります。

西部の高校生とか、田舎のほうの学生さんにはどうしても必要な物、必需品でございますので、ここのところはリンクしないようなというか、各々のところ県内でどのように考えるのか分かりませんが、ちょっと危惧するところがあるので、そういうところを上手に対応していただけたらと思います。

続きまして、防犯カメラについて、いろいろ前から質問させていただいたのですが、やはり犯罪の抑止効果があるだけでなく、犯罪捜査においても非常に重要なツールの一つになっていると思います。

他県では、防犯カメラのリレー捜査が決め手となって通り魔の犯人が逮捕されるなど、捜査においてはなくてはならないものになっていると思うのです。

県警察においても、過去に防犯カメラの映像によって検挙できた事例があれば、教えていただければと思います。

茨木刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱

防犯カメラによる検挙事例の御質問ですが、防犯カメラは犯罪の実行行為の立証や被疑者の特定等に極めて有効でありまして、県警察におきまして、これまでに殺人や放火等の重要事件を含めまして、日常的に発生しております各種事件の犯人検挙に広く活用されているところであります。

防犯カメラは警察の犯罪捜査におきまして、なくてはならない有用かつ重要なツールとなっておりますことから、県警察では引き続き、防犯カメラを活用した捜査を推進してまいる所存であります。

眞貝浩司委員

県内でも殺人や放火の重要事件のほか、日常の捜査にも非常によく活用されているということでもあります。

防犯カメラがなければ検挙できなかった事件もあると思います。犯人の検挙率が上がることは我々、県民住民の安心感にもつながると思うのです。

前にも防犯カメラをもっと増やしたら良いのではないかと簡単に言ったのですが、非常

に難しい案件のように思います。

県警としては、どのように考えているか教えていただけますでしょうか。

熊野生活安全部参事官兼生活安全企画課長

防犯カメラをもっと増やすべきだという御質問ですが、防犯カメラは犯罪の未然防止のほか、地域住民の方々の安心感を高める役割を有するとともに、速やかな事件の解決などに効果が期待されるものであり、安全安心なまちづくりを推進する上で極めて有効なものと認識しております。

一方で、警察が整備する場合には制約があることから、自治体や教育委員会、商店街等に対し、学校周辺や通学路等への設置を積極的に働き掛けているところでございます。

具体的には、国において予算措置された重点支援地方交付金などを活用し、自治体が市街地や学校周辺に防犯カメラを設置したり、住民が自らの家屋等に防犯カメラを設置する際に補助を行うように、各自治体に対し働き掛けております。

また、既存のドライブレコーダーを活用するため、本年7月にはドライブレコーダー設置車両を保有する関係団体と協定を締結したところでございます。

引き続き、自治体や民間事業者等に対し、防犯カメラ設置の働き掛けを行うなど、安全安心なまちづくりを推進してまいります。

眞貝浩司委員

捜査機関である警察が防犯カメラを設置することについては、前にも聞いたのですが、一定の制約があるということで非常に厳しい、難しいということでございます。

今の時代に防犯カメラはあらゆるところで活用されていると思いますし、地域に防犯カメラが増えていくように継続して頑張ってもらいたいと思います。

それと1点、前に私は会社のところで、天皇陛下だったか、皇室の方が来られて、皇室の方が走る時に車のおしりを向けないようにと止められたのですが、考えようによれば、ドライブレコーダーが付いている車があって、それができるのであれば、地域の人にそこが見えるように止めてもらうようにしてもらいたいと思います。これは余り役に立つかどうか分からないのですが、いろいろこれから大変だろうと思いますが、防犯カメラは非常に大切だと思うので、引き続き、努力していただきたいと思います。

続きまして、県警察の大綱方針についてお聞きしたいと思います。

さきの一般質問で私どもの平山議員から、長期的な視点に立った警察施設の在り方について質問がありました。本部長から新たな大綱方針の策定を検討するとの答弁があったところでございますが、大綱方針を策定するということは、老朽化する警察施設の在り方をはじめ、今後の組織体制や警察運営について正に検討されるものだと思っております。

人口減少が進んで犯罪情勢が大きく変化している中で、5年後、10年後を見据え、県警察の課題を整理し、各地域の実情等も踏まえた検討が必要になると考えております。私も含めて県民にとりましても、今後の警察運営については強い関心を寄せているところでもありますので、現在の検討状況について教えていただけますでしょうか。

坂東警務部参事官兼企画・サイバー警察局総務企画課長

県警察では平成28年4月に、組織体制の見直しや施設整備の在り方等を内容とする大綱方針を策定し、県警察を挙げて警察署の統廃合や交番・駐在所の再編整備を進めてきたところではありますが、それら施策にも一定のめどが立ったところでございます。

そこで、県警察では次の10年間を見据え、警察運営の在り方に係る新たな大綱方針の策定を検討しているところであります。

そこでは現下、サイバー空間や先端技術の利用拡大、人口構造の変化等、社会経済情勢が目まぐるしく変化する中、直面する治安上の課題に対して、柔軟に、そして迅速、的確に対処していくため、限られた人的資源の有効活用のための取組、また災害や施設の老朽化への対策など、将来を見据えた警察運営の在り方について定めることとしているものであります。

引き続き、安全を誇れる徳島県の実現を第一に、しっかりと検討を進めてまいります。

眞貝浩司委員

平成28年に策定された大綱方針で、私どもの徳島板野警察署の統廃合が盛り込まれておりまして、地元からいろんな意見もございましたが、大きな反対もなく統廃合ができました。

今回の大綱方針では、警察署の統廃合があるかないかは分かりませんが、警察というのは地域住民の安全と安心のよりどころとなりますので、方針の策定に当たっては、治安維持や災害対策等の観点のみならず、住民の意見も十分反映したものになるようにしていただきたいと思っております。

それと1点、やはり私が気になるのは、今、牟岐警察署の問題も言わせてもらっているし、阿波吉野川警察署の建て替えが今進んでいると思うのですが、今頃やるのは遅いと思うんです。もっと早め、5年前からやっていなかったらおかしいのではないかとというぐらい思うところがあります。

それと今回、前もお話しさせてもらったんですけど、ちょうど県内の警察署を監査で回らせてもらったところで、南海トラフ巨大地震が来たときに、警察署自体にちょっと耐震が足りない施設があるというところもありました。

そののところも、今、牟岐警察署をやって、阿波吉野川警察署をやって、次はどこをやるか分かりませんが、それはもう次の段階でそこも移動もしなくちゃならないだろうし、今からそういうところも入れておいて、できるだけ速やかに、災害が起きても警察が被害に遭わないように、どんどん計画を進めていただきたいと思っておりますので、以上で質問を終わります。

庄野昌彦委員

自転車の酒気帯びとか飲酒に関連して、少しお聞きしたいと思えます。

去年の11月1日から自転車等の酒気帯び運転とか飲酒運転の罰則が非常に重くなって、もし気軽に焼き鳥屋さんで自転車で行って、酒気帯び運転で帰っていて捕まったりしたら大変だからということで、私も本会議で言ったのです。

先ほどの説明を聞いたら、実際、自転車は法律上、軽車両として扱われるということで、自転車の飲酒運転は法律違反。自転車を運転したらもっと厳しい処分が待っていますとい

うことを期待したのですが、点数に影響しないとか。でも結局、これを読んでいたら、自転車は軽車両なのです。

それで、去年、2024年11月1日に法律が変わって、もし仮に酒気帯び運転をすれば3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、酒酔い運転で5年以下の懲役また100万円以下の罰金。ですから、車で運転しているのと同じような形の罰金、罰則が科せられるわけです。

その上で、飲酒運転で重大な事故を起こして、人身事故を起こしたりしたら、車の免許の取消しとか処分につながる。だから、大きな企業で、自転車通勤している方もいると思いますので、その方には絶対に、自転車でも酒気帯び運転してはいけない、飲酒運転してはいけないということを、社内で徹底するようにさせなければいけないのです。

先ほどの答弁を聞いていたら、自転車で焼き鳥屋に寄って、帰りに酒気帯び運転で捕まっても、余り点数に影響しないからという印象を受けたので。でも実際、僕の感覚は、自転車で焼き鳥屋さんに行って、酒気帯び運転をしたら非常に重い処分が待っているという認識で、本会議で言った記憶があるので、もう少しそのところを詳しく言っていて。大事なことなのです。

企業とか県庁もそうなのですが、例えば学校に勤めている先生なんかも、自転車通勤の方はおいでののです。その方が軽い気持ちで帰りにビールを飲んで帰っていて酒気帯び運転になったら、大変なことになるのです。3年以下の懲役又は50万円の罰金ですけど重いですよ。

だから、それをこういう機会にもっと周知して、県警察として、絶対にそういうことをやめてくださいともう少し言わなければいけないのではないかと思ったので、要らないお世話ですけど言わせてもらいました。どうでしょうか。

南谷交通部参事官兼交通企画課長

具体的に、自転車の運転のどういう場合やどんな行為が該当するか、悪質、危険なことはどのようなことかというお話だったのですが、自転車の運転により、重大な交通事故や悪質、危険な交通違反、例えば今、委員のお話にありました酒気帯び運転といった違反を犯し、その者が自動車等を運転することが著しく道路における危険を生じさせるおそれがあると認められる場合には、免許の行政処分にも影響してくるところでございます。

何が悪質、危険なのかというところです。違反が招いた結果が悪質、危険、例えば交通事故を誘発するとか、若しくは警察官が警告したにもかかわらず、再三にわたる警告を無視して、そのまま違反行為をする等々といった場合があります。

例えば酒気帯び運転については、委員のお話のとおり、重大な交通事故の可能性があるので、悪質な危険な違反という形になります。

庄野昌彦委員

今の答弁を聞いても、自転車で悪質な違反というか酒気帯び運転で、先ほど三十何件あると言っていましたけど、その方々への処分は一体どうなっているのですか。酒気帯び運転して、もし検挙されて捕まったら3年以下の懲役又は50万円以下の罰金とあるのですが、それが悪質でなければ別にいいということですか。

今のを聞いていたらそう思うのですが、違うでしょ。実際に自転車でフラフラしてい

るなどと思って、職務質問をされて、自転車を止めて、飲んでいるなどということになったら、3年以下の懲役又は50万以下の罰金になるのではないのですか。初めてだから、気を付けてくださいくらいで終わるのですか。

三十何件の処分の内容は、大体どうなるのですか。もう少し厳しくいかないといけないと思ったのですけど。

勝瑞交通部長

自転車の酒気帯び運転に関しましては、ほぼ罰金刑が科せられているところでございます。

先ほど参事官が答弁いたしましたのは、自転車の違反をして車の免許を持っている場合、先ほど眞貝委員からもありましたように、例えばバイクの免許もそうでございますけれども、自転車の違反を犯して、それが悪質、危険で危険性帯有者だと判断される場合は、自動車やバイクの免許の停止処分にもなってくるということでもありますから、酒気帯び運転を含めて自転車の違反というのは十分注意していただきたいと考えております。

庄野昌彦委員

大体三十何件もみんな罰金になっているということで、軽い気持ちで、帰り際にちょっと焼き鳥でというふうなことをして、その結果がそうした重大な罰になりますよね。そうならないように、自転車の人身事故もありますし、非常に気を付けてくださいという啓発を、今まで以上にやっていただきたいと思います。

古野司委員長

それでは私から、県内にクマが出た場合の県警察の対応についてお伺いいたします。

2011年、十数年前に、私が地元で町議をしている時に鳥獣被害の対策委員長をしていたので、都度都度、県の方から過去10年間のクマの行動のエリア図を見せていただくことがあって、先だって14年ぶりに、久々に今の現況、2011年から2024年までのクマのエリア図、活動の範囲を見せていただいたのですけど、大きな変化はなかったかなど。逆に、活動範囲は狭まっているかなど地図を見ながら思ったのですけれども、現在、北日本、東北でクマによる人的被害が深刻化しており、連日ニュースで取り上げられているということでございます。

国において、自衛隊の出動や警察官によるライフル銃の使用などが盛り込まれた、クマ被害対策パッケージが策定されたことも報道されました。

また先日、先ほどの話の続きなのですが、私の地元、那賀町の小畠という集落でクマが出たと。近くにお住まいの友人に電話したのですけど、会っていないよと言うのですけれども、会っていないとはいえ、小さな集落で、その無人の家のところでもたまたま被害はなかったのですけれども、数日間クマが滞在して、その集落の近辺で徘徊していたことがございました。

9月から市街地でも緊急銃猟ができるようになったり、警察官がライフル銃を持ってクマの駆除に当たることができるようになりましたら、仮に将来、徳島県内の住宅街に出た場合、県警察はどのような対応を想定しているのかお伺いしたいと思います。

熊野生活安全部参事官兼生活安全企画課長

県内でクマが出没した際の県警察の対応についての御質問であります。クマの市街地への出沒防止や、出沒した際の排除を含む保護管理は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、都道府県及び市町村の事務とされているものと承知しております。

一方で、県民生活の安全安心を司る警察においても、地域住民の安全確保を最優先に対応していくことが重要であるため、市町村をはじめとする関係機関・団体と連携しつつ、安全確保の呼び掛けや避難誘導、警戒活動などを行うこととしております。

また、徳島県ではツキノワグマ対応指針が作成されていることから、県警察としましては同指針に基づき関係機関との連携を図り、適切に対応してまいります。

古野司委員長

今朝も、来る途中というか、来る前というか、先ほど申し上げた小畠集落、一番上にある岩倉という剣山の頂上も含まれた集落なのですが、そこにお住まいの、それもまた友人の方で、昭和53年にクマの駆除が終わった時に、もう既に猟師をされていた方とやり取りして話をしていたのです。

その方は私より5歳上なので、まだその時に銃はお持ちだったのですが、直接クマの駆除には出ていないと。昭和四十数年の時、クマの駆除が始まった10年余りの中で、同行はしていないのかもしれませんが、ただ身内の方で、数名の方が長いこと駆除に行かれた話はお聞きしているし、現場も見たりすることがあったということで、その方も私が思っているのと同じような心配をしている。

それは何かといえば、今、剣山系の辺りで木沢の一番上流部の岩倉という集落からずっと下流へ川なりに、それから今回クマが出たという小畠、それから上沢谷、下沢谷とあるし、木頭方面の蟬谷とか、中谷とか、間もなく限界集落が終わってしまって、廃村になる所が出てくると思うのです。

先日、テレビのニュースでも言っておりましたが、今の現状では、四国のクマがそんなに増えてくることはないのかなと私は思うのですが、人がつい今し方まで暮らしていた所が、これから5年、10年先に、クリやカキの木がそのまま放置されて廃村になったりとか、仮に元から切ったにしてもすぐに横から芽が出て、5年、10年後には、またカキがなるようになりますし、クリもなるようになります。接ぎ木したものも、完全に枯らしてしまわない限り、時間とともに元のクリがなったりするようになるのです。

そうなったときに、人がいない空き家の中で越冬するために冬眠するような可能性もなきにしもあらず。どういうふうな変化がこれから起きてくるか全く分からない。

うちの町のことをいえば、那賀町には町が管理している林道、それから町道、450km前後の距離があって、トータルで町が管理しているだけでも1,000km近い道があるので、人がいなくなっても奥深いところに人は入って行きます。仕事で入ったり、趣味で入ったり、山歩きで入ったり。

これから、もしかして増えることがあったり、増えることがなくても集落で住みつくようなことになれば、いつ警察の方に迷惑を掛けるか。御足労を掛けなければならなくなる

場合があると思うのです。多分クマ撃ちをされた方は銃を元に戻していますので、クマ撃ちをした方は今うちの町内でも一人もいないと思います。そういう状況ですので、非常に心配はあります。

これからの時間の経過とともに、今は保護される対象の四国のクマですけど、これからどんな変化をしてくるかは、農業の方々も、警察の方も、アンテナを高くして、いつも気を付けていただくことは非常に大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今回も大きな報道がされましたけど、今後も十分にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

これはまた、同じ案件も含んで、要望になりますけれど、猟銃の許可について、1点要望させていただきたいと思います。

私も地元から、徳島県は猟銃の許可について非常に審査が厳しいという声を、直接、猟友会の方々からお聞きすることがあります。

猟友会の方々はまだ高齢化して、私が知った50年前からいけば、何分の1かになってしまったのですが、新たな許可や更新の審査が厳しくて、猟友会自身が高齢化してきたときに、存続にも大きな影響が出ていると思うのです。

銃を持つ方が減っていくということは、鳥獣被害にも直接結び付いていくことがありますので、どうなのですかとお聞きすると、担当者の方から法律に定められている要件に基づき審査を行っているということでした。

しかし、今年の6月にも徳島市内でイノシシに襲われて、お二人の方が亡くなったりということもあります。

そしてまた全国では、実際に猟銃による殺人事件も発生しているということで、誰でも猟銃を持てるように調査を緩和してほしいとは申しませんが、県内ではイノシシとかサルとかの出没が今も頻繁に確認されております。

鳥獣害の対策は非常に重要ですし、大きな課題です。調査される警察官においても、そういった地域の特性を理解した上で丁寧な対応をよろしくお願ひしたいと要望いたしておきます。

古野司委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第25号、議案第26号

以上で公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時42分）